

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 路面復旧費・検査事務費徴収単価表の告示【建設局道路部管理課】
2
- 収納事務の委託【教育委員会事務局学校教育部生徒指導課】
16
- 徴収事務の委託【環境局グリーン成長推進部環境イノベーション支援課】
17
- 収納事務の委託【環境局グリーン成長推進部環境イノベーション支援課】
18
- 出納員の事務の委任【会計室】
19
- 徴収事務の委託【建設局道路部道路維持課】
20

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】
21

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局広域・海外事業部広域事業課】
24

◇ 訂 正

- 第5096号の訂正【上下水道局総務経営部営業課】
25

北九州市告示第 2 2 3 号

北九州市道路占用規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 8 9 号）第 2 5 条第 3 項の市長が別に定める単価表を次のように定め、令和 4 年 5 月 1 日以後道路占用許可を受けた者から適用する。

路面復旧費・検査事務費徴収単価表（令和 3 年北九州市告示第 1 6 5 号）は、令和 4 年 4 月 3 0 日をもって廃止する。

令和 4 年 4 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

令和4年度

路面復旧費・検査事務費
徴収単価表

(令和4年5月1日)

北九州市

【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第25条第4項に基づき告示するものである。
令和4年5月1日以後に道路占用許可を受けた者から適用する。

【北九州市道路占用規則（抜粋）】

（掘削の方法等）

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- （1） 市長が施行する道路に関する工事と併せて路面を復旧する必要があるとき。
- （2） 掘削の工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- （3） 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- （4） その他市長が必要と認めるとき。

（費用の徴収）

第25条 前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する費用を占有者から徴収する。ただし、占用工事が第20条の規定による舗装先行工事（市長による舗装の工事に先行して施行する工事をいう。）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行する場合及び前項ただし書の場合は、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収する。
- 3 前2項の規定により占有者が負担する路面復旧工事及び検査に要する費用の額は、市長が別に定める単価表により算出した額とする。
- 4 前項の単価表は、告示する。

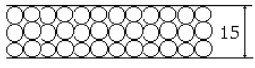
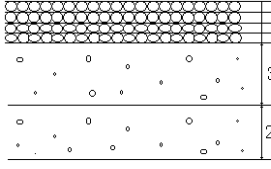
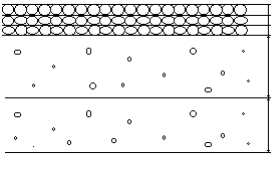
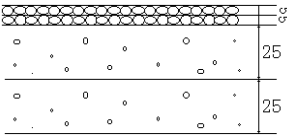
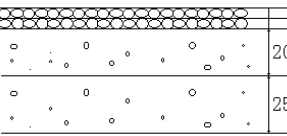
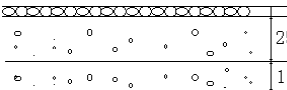
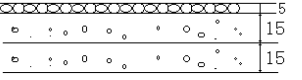
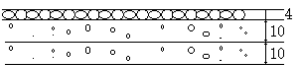
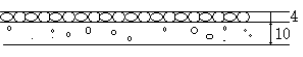
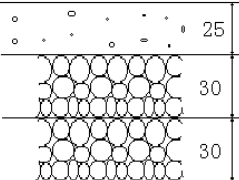
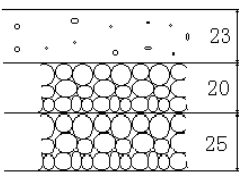
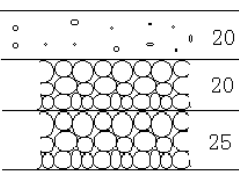
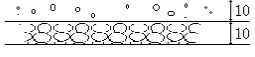
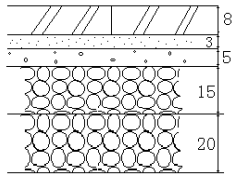
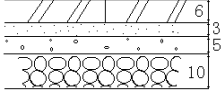
路面復旧費・検査事務費徴収単価表

1 徴収単価

種別		復旧面積 1㎡当たり 復旧単価（円）	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費（円）
砂利道	G	—	140
アスファルト コンクリート 舗装道	A s 1	37,820	1,790
	〃 2	31,210	1,480
	〃 3	24,150	1,150
	〃 4	23,710	1,120
	〃 5	15,160	720
	〃 6	12,710	600
	〃 7	11,110	530
	〃 8（歩道）	8,280	390
セメント コンクリート 舗装道	C o n 1	38,070	1,810
	〃 2	35,930	1,700
	〃 3	34,490	1,640
	〃 4（歩道）	16,480	780
コンクリート ブロック道	C. B（車道）	28,670	1,360
	C. B（歩道）	23,950	1,140

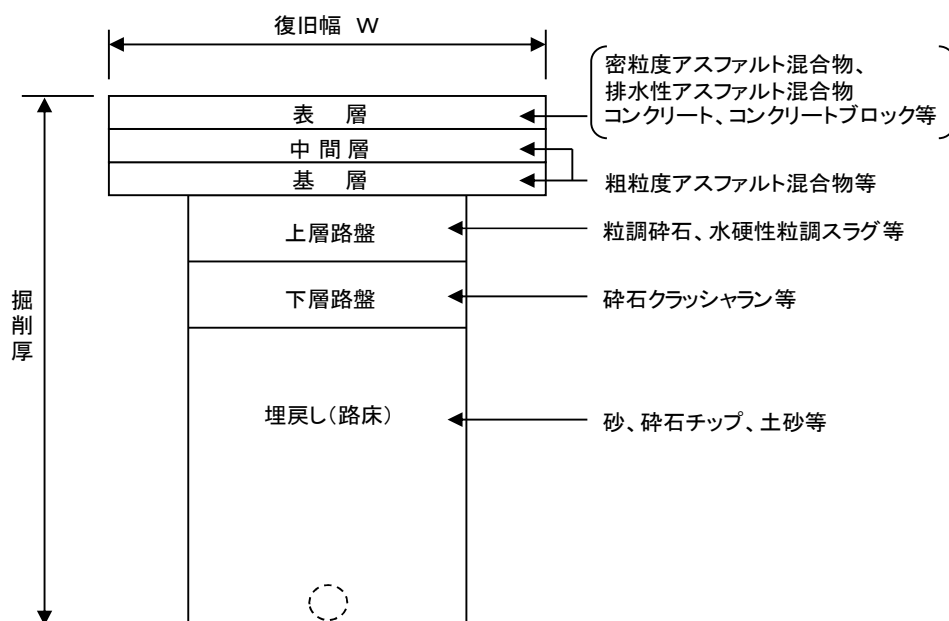
- 注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事で、道路管理者と協議の上砂利復旧する場合の、占有者から徴収する検査事務費は、砂利道Gの項に定める額とする。
- 2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道Gの項に定める額を徴収する。

2 路面復旧標準構造

種別	砂利道G		A s 1		A s 2	
工種	砂利厚 15.0cm		表層厚 5cm 中間層厚 10cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	A s 3		A s 4		A s 5	
工種	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 15cm
復旧構造						
種別	A s 6		A s 7		A s 8 (歩道)	
工種	表層厚 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 15cm	表層厚 4cm	上層路盤厚 10cm 下層路盤厚 10cm	表層厚 4cm	路盤厚 10cm
復旧構造						
種別	C o n 1		C o n 2		C o n 3	
工種	コンクリート厚 25cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 30cm	コンクリート厚 23cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	コンクリート厚 20cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	C o n 4 (歩道)		C . B (車道)		C . B (歩道)	
工種	コンクリート厚 10cm	路盤厚 10cm	ブロック厚 8cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 20cm	ブロック厚 6cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	路盤厚 10cm
復旧構造						

3 復旧の構造基準

(1) 車道の基準

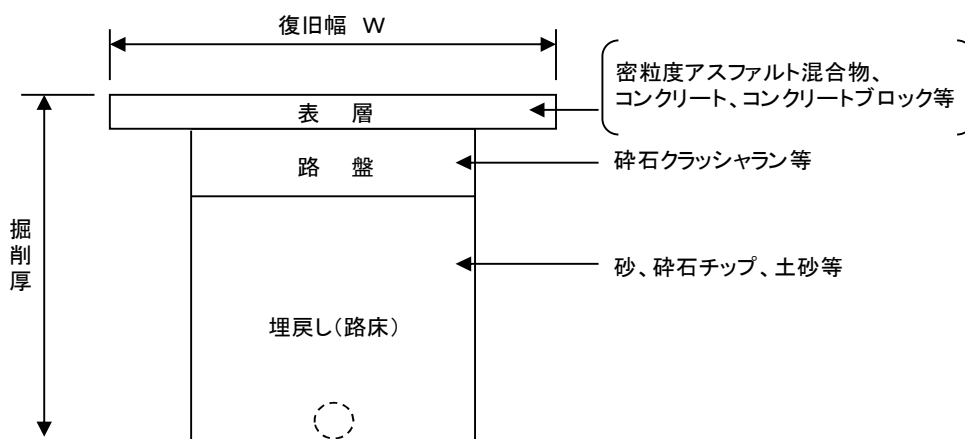


各層厚の基準

(単位 c m)

種別	A s 1	A s 2	A s 3	A s 4	A s 5	A s 6	A s 7	Con1	Con2	Con3	C. B
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	16
中間層	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基層	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

(2) 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	A s 8	Con 4	C. B
表層	4	10	14
路盤	10	10	10

4 路面復旧費・検査事務費徴収算定基準

(1) 路面復旧費・検査事務費の額

復旧面積に舗装種別に応じた徴収単価を乗じて得た金額とする。

ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

(2) 路面復旧費・検査事務費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費・検査事務費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

イ 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

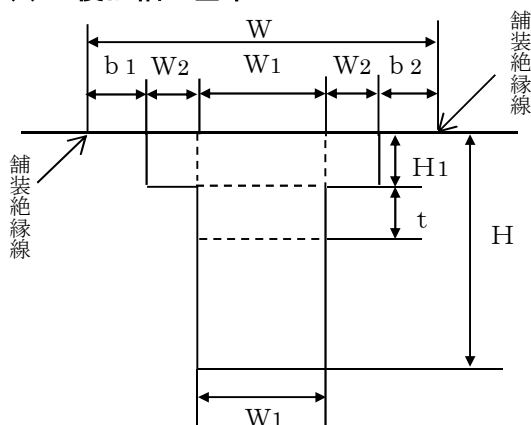
ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

(3) 特殊舗装構造の取扱い

検査事務費については、類似する舗装種別の徴収単価を適用する。

路面復旧費については、別途設計を行い算定するものとする。

(4) 復旧幅の基準



W_1 = 掘削幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 = 影響の片側幅 = $K t$ （最小影響幅 0.3m）

b_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅

b_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅
（反対側）

H = 掘削深さ

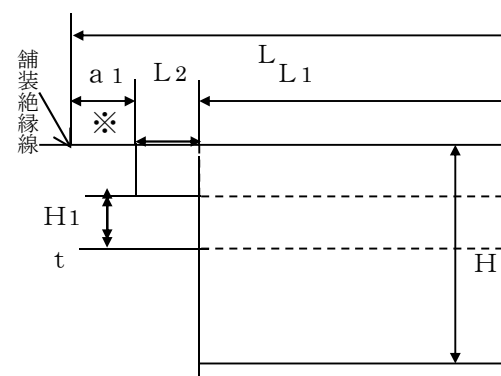
H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

W = 復旧幅 = $W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2$

(5) 復旧工事長の基準



L_1 = 掘削長

L_2 = 影響の片側長 = $K t$ （最小影響長 0.3m）

a_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長

a_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長
（反対側） ※左図の a_1 を a_2 と読み替える

H = 掘削深さ

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

L = 復旧工事長 = $L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2$

(6) 復旧面積の基準

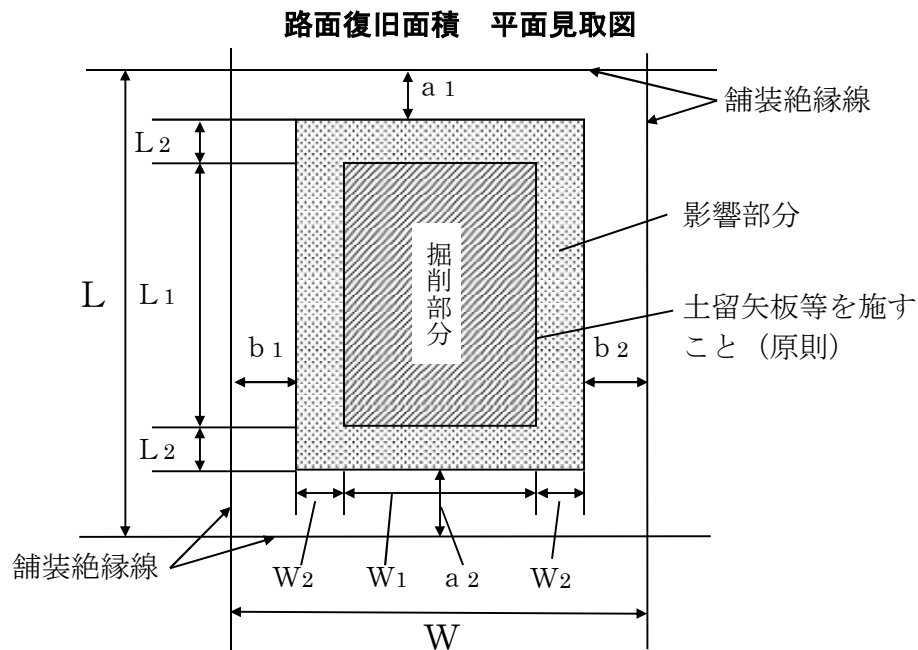
$$\text{復旧面積} = A = W \times L = A_1 + A_2$$

$$\text{掘削部分の復旧面積} = A_1 = W_1 \times L_1$$

$$\text{影響部分の復旧面積} = A_2 = A - A_1$$

(7) 復旧面積（影響部分）の取扱い

- ア 影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.2m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の場合は、影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.8m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。
- イ 徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$A_2 = (W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2) \times (L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2) - W_1 \times L_1$$

A_2 影響部分の面積

W_1 掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 影響の片側幅（最小影響幅 0.3m）

L_1 掘削部分の長さ

L_2 影響の片側長（最小影響長 0.3m）

$$W_2 = L_2 = K t$$

t 掘削部分の路盤の厚さ

K コンクリート舗装の場合にあつては 1.4、アスファルト舗装の場合にあつては 1.0

$a_1 \cdot a_2$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（打継目、目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.2m 以上のときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$ 道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

- ウ 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅（長）は 0.3m とする。

※影響の片側幅（W₂）又は片側長（L₂）

<車道>

(単位 c m)

種別	As 1	As 2	As 3	As 4	As 5	As 6	As 7	Con 1	Con 2	Con 3
影響の片側幅(長)	55	55	50	45	40	30	30	84	63	63

<歩道>

(単位 c m)

種別	As 8 (歩道)	Con 4 (歩道)
影響の片側幅(長)	30	30

(C. B (車道、歩道) の場合は、道路管理者との協議によるものとする。)

エ 影響面積の例 (アスファルト舗装の場合)

図-1

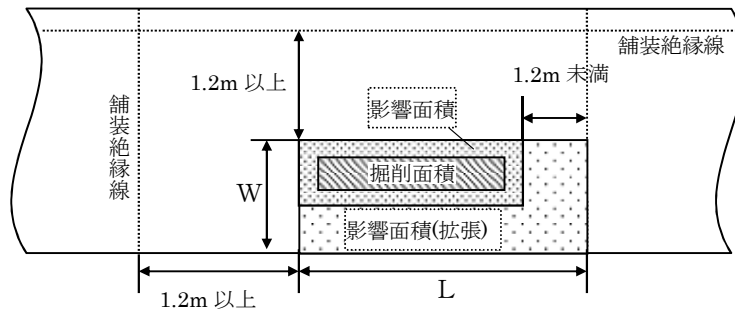
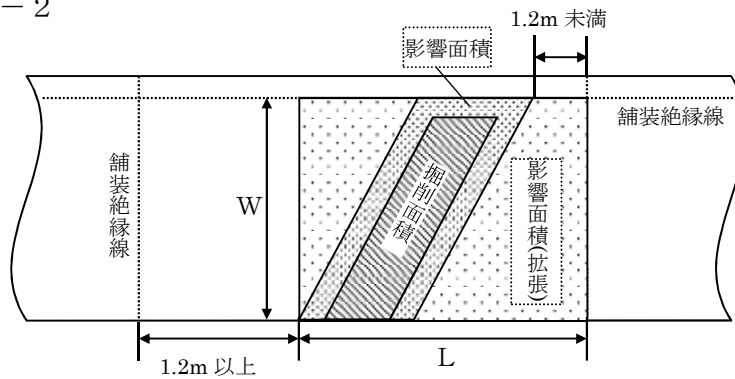


図-2



$$\text{復旧面積} = A$$

$$A = W \times L$$

※コンクリート舗装の場合、図-1 及び図-2 において、1.2mを1.8mと読み替えるものとする。

(8) 増破を生じた場合の取扱い

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、路面復旧費・検査事務費を追加徴収するものとする。

(9) 復旧面積の積算上の基準

ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長に

よるものとする。

イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。

ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0㎡以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0㎡未満のものは、1.0㎡とみなして計算する。

また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。

エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

(10) 路面復旧費加算単価額

路面復旧費を徴収する場合、次の各表に掲げる道路付属物の復旧について、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

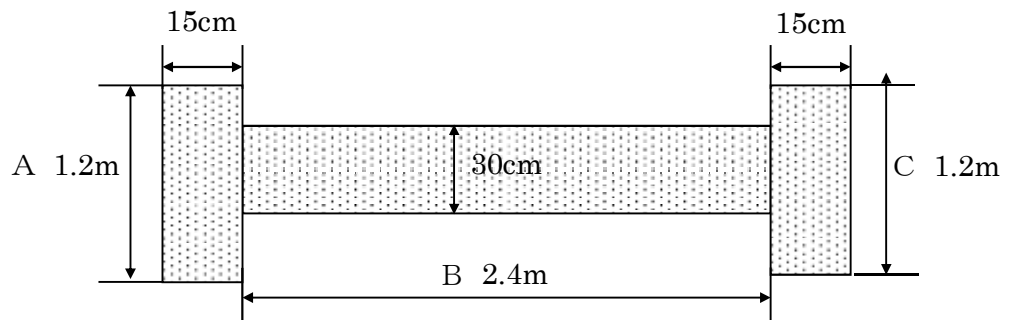
表-1

1 m当たり単価 (円)

種 別			W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm
区 画 線	白色	実 線	3,060	3,180	3,430	—
		破 線	3,060	3,180	3,420	—
		横断線 ・ゼブラ	3,060	3,180	3,440	3,790
	黄色	実 線	3,330	3,550	3,960	—

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

1.2m+1.2m=2.4m

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

表-2

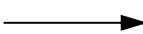
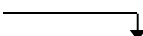

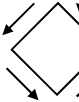

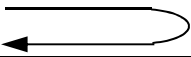

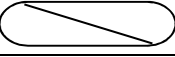
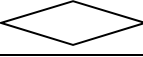
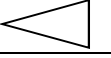
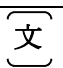


種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	19,460	
	右左折		白	20,700	
	直進・右左折		白	27,500	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	61,800
		対角 4m			163,460
		直径 2m		白	73,230
直径 4m		200,540			
記号	転回禁止		黄	40,990	
			黄	31,920	
	終わり		白	45,110	
	横断歩道あり		白	50,980	
	前方優先道路		白	54,690	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	59,010	
			黄	64,170	
	簡易な文字 (平仮名及び片仮名を含む。)	5画未満	白	13,280	
			黄	14,440	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	25,020	
			黄	27,210	
	複雑な文字	10画以上	白	29,040	
			黄	31,580	
マーク	文マーク		白	168,400	
	自転車マーク		白	4,630	
	自転車放置禁止区域 マーク		青、赤、白	78,020	

表-3

種別	規格		1個当たり 単価(円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	14,700
		両面	16,420
チャッターバー	設置幅 20cm	片面	28,900
		両面	31,930
	設置幅 30cm	片面	32,720
		両面	35,360

(11) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率

路面復旧費に(10)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

- ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増
イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

(12) 路面復旧費の徴収方法

- ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。
- イ 掘削申請件数の多い申請者(道路管理システム参加者である西日本電信電話(株)、九州電力送配電(株)、西部ガス(株)、上下水道局、(株)Q T n e t)については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。

5 舗装全幅復旧について

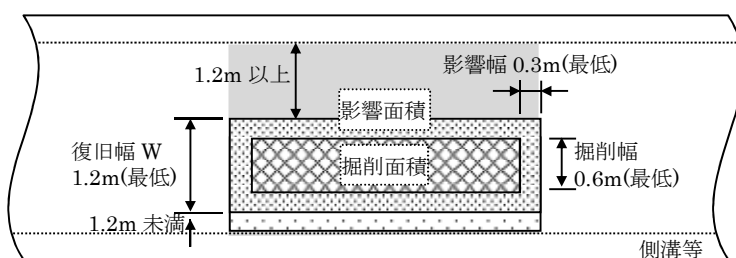
舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く）。

この場合の当該部分の面積については、復旧面積に加算しない（検査事務費は徴収しない）ものとする。

- (1) 道路を横断する各戸引込管工事
- (2) 弁室やマンホール等の小構造物工事
- (3) 掘削面積 3 m^2 未満の工事

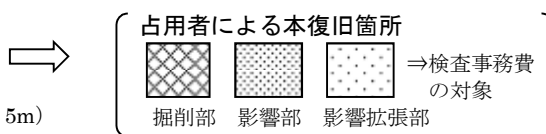
【舗装全幅復旧の事例】

- (1) 平面の考え方 ※アスファルト舗装の場合（コンクリート舗装の場合は 1.2m を 1.8m と読み替える）



【一定規模の工事①】

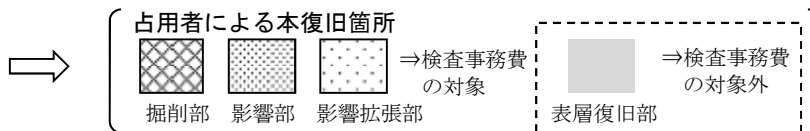
- ・道路を横断する各戸引込管工事
 - ・弁室やマンホール等の小構造物工事
 - ・掘削面積 3 m^2 未満の工事
- ⇒ (例) 復旧面積 6 m^2 (復旧幅 $1.2\text{m} \times$ 工事長 5m)



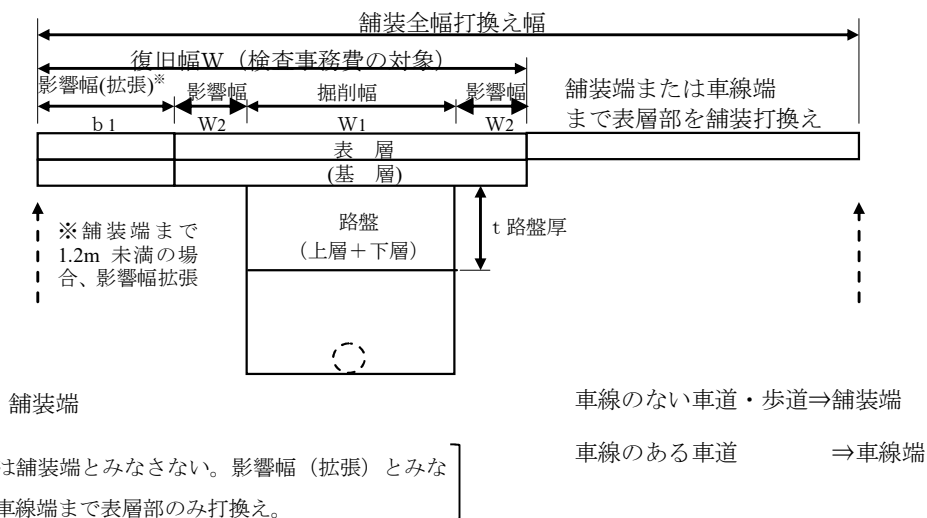
【①以外の工事】

- ・掘削面積 3 m^2 以上の工事

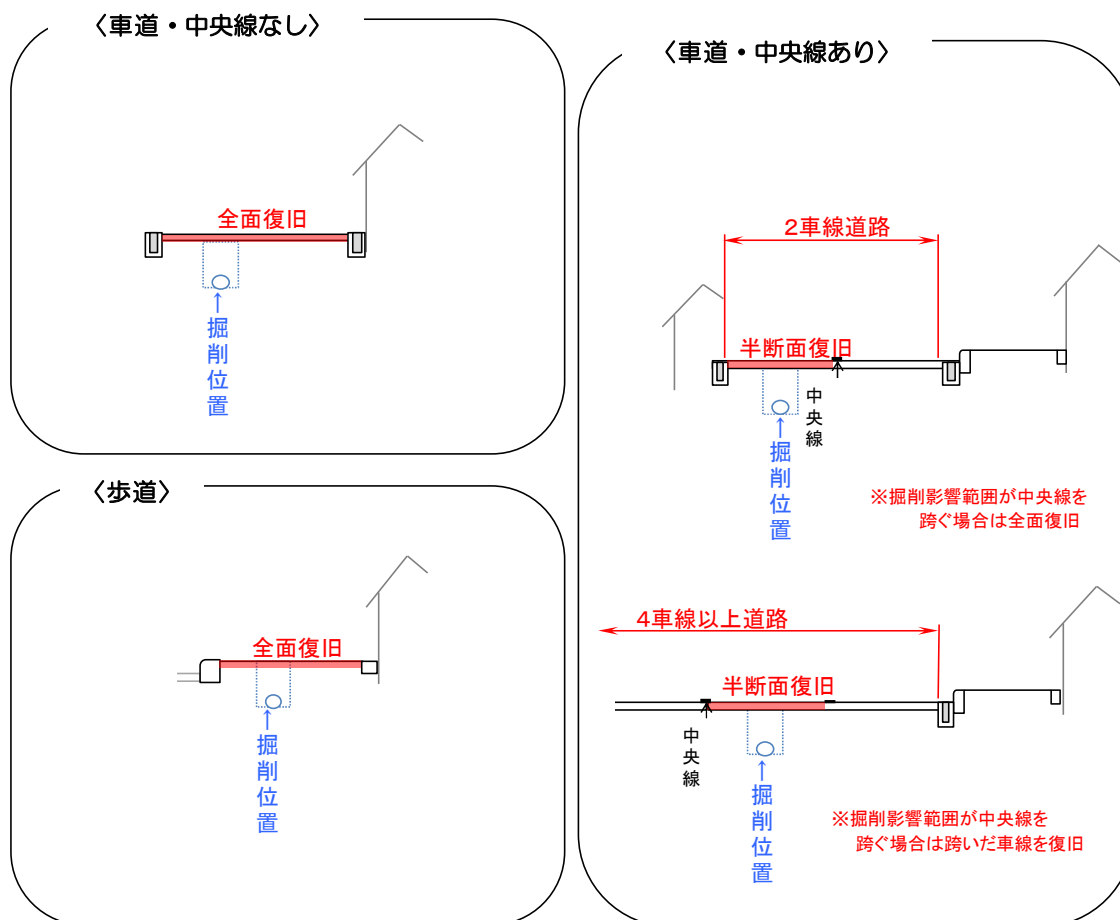
※表層部を全幅復旧



- (2) 断面の考え方



(3) 車線における復旧範囲の考え方



※図の復旧範囲は基本的な基準であり、車線を跨ぐ掘削、特殊舗装などは実情に応じて判断する。

(4) 蓋等の高さ調整

舗装全幅復旧にあたり、蓋等の高さ調整が必要な場合は、占有者間で協議し、舗装面に段差が生じないように留意すること。

北九州市告示第 224 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市学校施設使用料条例（平成 30 年北九州市条例第 52 号）第 3 条に規定する学校施設の使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
株式会社ローソン九州 エリアサポート部	福岡市博多区博多駅前 二丁目 6 番 12 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 2 2 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 1 0 番地 2 0	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州エコタウン事業概要 D V D の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 1 0 番地 2 0	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 7 号

次の表の第 1 欄に掲げる日から、同表の第 2 欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、当該事故のある期間、同表の第 3 欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第 4 欄に掲げる事務を委任させた。

令和 4 年 4 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

令和 4 年 4 月 2 1 日	保健福祉局保健 所医務薬務課長	保健福祉局保健 所薬務担当課長	会計管理者の命を受け てつかさどる当該課に おいて取り扱う現金、 物品及び有価証券並び に使用不能物品の出納 保管事務
------------------------	--------------------	--------------------	--

北九州市告示第 2 2 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立德力嵐山口自転車駐車場、北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅北自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立折尾駅前自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場並びに北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料並びに放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目 1 番 6 号	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第258号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市家屋評価システム再構築及び保守管理業務
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課他
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) この公告の日の前に家屋評価システムをLGWAN-ASPによるクラウド運用で2以上の都道府県又は政令指定都市に提供し、かつ、当該システムを1年以上運用した実績を有すること。
- (4) 北九州市に提供予定の家屋評価システムは、2以上の都道府県又は政令指定都市において現に稼働されているものであること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局税務部固定資産税課

イ 期間 この公告の日から令和4年5月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号の場所及び期間において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争入札参加申出書を提出しなければならない。

イ 競争入札参加申出書の提出は、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 競争入札参加申出書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和4年5月9日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和4年5月9日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和4年5月23日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2036

FAX 093-582-8611

北九州市上下水道局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月22日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
公益財団法人北九州観光コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
ワールドミクニ共同事業体 代表者 株式会社ワールドインテック	北九州市小倉北区大手町11番2号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
株式会社朝日広告社	北九州市小倉北区大手町11番3号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
一般社団法人北九州市母子寡婦福祉会	北九州市戸畑区汐井町1番6号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
株式会社西日本ミュージアムサービス	北九州市八幡東区東田二丁目4番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和4年	5096	15	上から18行目	令和4年5月9日	令和4年5月19日